



福岡医発第868号(地)

平成29年 6月23日

各医師会長殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

改正個人情報保護法の施行以後の医療機関等における
個人情報の適切な取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課並びに医薬・生活衛生局総務課より福岡県保健医療介護部医療指導課を通して別添のとおり通知がありました。

医療機関等における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の趣旨に鑑みて適切な取扱いが図られるよう、平成17年に厚生労働省より「医療機関等における個人情報の適切な取扱いについて(以下「平成17年通知」という。)」が発出されています。

これまで、個人情報に関する所管事業者への監督権限は関係省庁が有していましたが、本年5月30日に施行された改正個人情報保護法により、個人情報に関する所管事業者への監督権限は個人情報保護委員会に一元化されました。

本通知は、監督権限が個人情報保護委員会に一元化されたことに伴い、「平成17年通知」が廃止されたことを知らせるものです。

ただし、改正個人情報保護法第44条により、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある、又は効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要がある、勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、個人情報保護委員会から厚生労働大臣に権限を委任できることとされています。

つきましては、本件につきましてご了解いただくとともに、各会員医療機関において適切な業務運営がなされるよう、引き続き、個人情報保護法関係法令及び関係ガイドライン等について貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

個人情報保護担当理事 榎藤秀之
会長 白石恒明

29医指第819号

平成29年6月12日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



改正個人情報保護法の施行以後の医療機関等における
個人情報の適切な取扱いについて

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

各医師会通知





医政総発 0530 第 1 号

薬生総発 0530 第 3 号

平成 29 年 5 月 30 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

改正個人情報保護法の施行以後の医療機関等における個人情報の適切な取扱いについて

医療機関等における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨に鑑みて適切な取扱いが図られるよう、「医療機関等における個人情報の適切な取扱いについて」（平成 17 年 12 月 27 日付け医政総発第 1227001 号・薬食総発第 1227003 号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総務課長連名通知。以下「平成 17 年通知」という。）により、関係機関・関係団体等に対する周知・指導等を御願いしているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の全面施行後の個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）により、本年 5 月 30 日以降、厚生労働大臣が有していた個人情報保護法に関する所管事業者への監督権限が、個人情報保護委員会に一元化されることとなることに伴い、平成 17 年通知を廃止することと致します。

ただし、改正個人情報保護法第 44 条により、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある、又は効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要がある、勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、個人情報保護委員会から厚生労働大臣に権限を委任できることとされています。また、当該権限が委任された場合には、改正個人情報保護法第 77 条及び個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 324 号）による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 21 条により、報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により同条に規定する地方公共団体の長等が行うこととさ

れているときは、当該地方公共団体の長等が行うこととすることができるとされています。つきましては、貴職におかれましては、上記の趣旨を御了知の上、各医療機関等において適切な業務運営がなされるよう、引き続き、個人情報保護法関係法令及び関係ガイドライン等について御理解いただくとともに、貴管内の保健所設置市、特別区、関係機関、関係団体等へ周知願います。

